

兵庫県公報

令和6年3月26日 火曜日 第501号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（県民躍動課）	2
○家畜の検査の実施（畜産課）	2
○同 上（同）	4
○家畜の予防注射の実施（同）	5
○保安林の指定予定（治山課）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	7
○くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	7
○知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	8
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○同 上（同）	15
○同 上（同）	15
○同 上（同）	16
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	17
○同 上（同）	17
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	18
○同 上（同）	18
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	18
○土砂災害特別警戒区域の指定（同）	19
○平成30年兵庫県告示第1095号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	22
○同 上（同）	22
○同 上（同）	22
○同 上（同）	23
○同 上（同）	23
○同 上（同）	23
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（同）	25

兵庫県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	丹波篠山市西古佐字イミノ木ノ坪424番2 から	旧	8.0から 33.0まで	180.0	
	同 市住吉台1番1まで	新	9.0から 47.0まで	180.0	

兵庫県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇篠山線	丹波篠山市味間南字北山3番10から 同 市西古佐字イミノ木ノ坪447番ま で	旧	8.0から 31.0まで	248.0	
	丹波篠山市味間南字北山3番8から 同 市西古佐字イミノ木ノ坪447番ま で	新	9.0から 44.0まで	272.0	

兵庫県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第274号

平成30年兵庫県告示第1095号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

河内1Ⅱ(128040122)の項中別図113を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第275号

平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

吉島DⅡ（112020177）の項中別図51を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第276号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

真盛(2)Ⅰ（139010120）の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第277号

平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥野(2)Ⅰ（110010100）の項中別図5を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第278号

平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

佐野(2)Ⅰ（110010227）の項中別図93を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第279号

令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

桃島(1)(1)Ⅰ（110020011）の項中別図30を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第280号

平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

北御油(3)Ⅰ（124020065）の項中別図54を次の図面のとおり改める。

北御油(1)Ⅰ（124020066）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

に供する。)



兵庫県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第94号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柏原東谷 I (230000030)	川辺郡猪名川町柏原（別図90のとおり）	土石流	別図90のとおり



兵庫県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第926号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大門川 I (214020027)	西脇市黒田庄町津万井（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり



兵庫県告示第283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
籠谷 I (214010022)	西脇市落方町（別図23のとおり）	土石流	別図23のとおり



兵庫県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の

規定により、平成28年兵庫県告示第929号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三谷川Ⅰ (231030054)	多可郡多可町八千代区大和 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
太郎太夫川Ⅱ (231030068)	多可郡多可町八千代区大和 (別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり



兵庫県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第365号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
夢前西Ⅱ (202010082)	姫路市広畑区西蒲田（別図87のとおり）	土石流	別図87のとおり



兵庫県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第600号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大石原川Ⅰ (202050048)	姫路市安富町植木野（別図113のとおり）	土石流	別図113のとおり



兵庫県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉島(2) I (112020173)	たつの市新宮町吉島 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
吉島C II (112020176)	たつの市新宮町吉島 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

兵庫県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青木 I (239030018)	佐用郡佐用町西下野 (別図252のとおり)	土石流	別図252のとおり

兵庫県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上陰東谷 I (210010023)	豊岡市上陰 (別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
大谷 II (210010152)	豊岡市上ノ町 (別図112のとおり)	土石流	別図112のとおり

兵庫県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第739号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市谷第三 (210010190)	豊岡市市谷（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり



兵庫県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第378号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒石谷 I (222040020)	丹波篠山市今田町黒石（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり



兵庫県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第178号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
国領(2) I (124040073)	丹波市春日町国領（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり



兵庫県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第110号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
文室谷 I (224030068)	丹波市青垣町文室 (別図167のとおり)	土石流	別図167のとおり



兵庫県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第388号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和田(2) I (124050007)	丹波市山南町和田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり



兵庫県告示第295号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
猪名川町大島地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
川辺郡猪名川町清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑、柏原及び旭ヶ丘の全部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 4 縦覧期間
令和6年3月26日から同年4月9日まで



兵庫県告示第296号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。